

北本市 LINE 運営ポリシー

平成24年12月27日

(運営主体)

・秘書広報課が北本市 LINE アカウントの作成、管理等の運営管理を行う。

(掲載主体)

・秘書広報課が北本市 LINE アカウントに情報の掲載を行う。

(掲載方針)

・「北本市ソーシャルメディアにおける情報発信ガイドライン」に従って掲載を行う。

(掲載内容)

・北本市ホームページおよび広報きたもとに掲載済の情報
・北本市および北本市教育委員会が主催・共催するイベント情報、観光情報、災害情報または特別に各課より依頼があった情報
・その他必要と認められる情報

(コメントへの対応)

・コメントに対する個別の返答は行わないこととする。

(北本市 LINE アカウントの停止について)

・北本市 LINE アカウントで情報を提供するにそぐわない理由がある場合、北本市アカウントを速やかに削除するものとする。

(問合せ)

・北本市企画財政部秘書広報課広報広聴係